

地方税財源の確保・充実について

自民党税制調査会におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、地方税財源の確保・充実に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 地方一般財源総額の確保・充実等

(1) 地方一般財源の総額確保・充実

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、2019～2021 年度の予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。
- ・ 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、防災・減災事業など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、2019 年度以降の地方財政計画においても、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。

(2) 地方交付税の総額確保等

- ・ 地方交付税は、どの地域の国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであることから、その総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。

(3) 幼児教育・高等教育の無償化等への対応

- ・ 「人づくり革命の実現と拡大」として実施する幼児教育・高等教育の無償化などの施策には、地方が重要な役割を担う取組みが含まれていることから、国と地方の役割分担や負担のあり方については、地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確実に確保すべき。

2 地方創生の推進

(1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分確保すべき。
- ・ 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方の実情を踏まえたより弾力的で柔軟な運用を図るべき。

(2) 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

- ・ 平成 30 年度予算で新設された「地方大学・地域産業創生事業」については、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの 25 億円分）を別枠で確保した上で確実に配分するなど、対象となる大学に対して実効性のある形で配分するとともに、財政需要に十分対応できる額を確保すべき。

3 税制抜本改革の推進等

(1) 消費税・地方消費税率の引上げ

- ・ 国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状に鑑み、2019 年 10 月 1 日の消費税・地方消費税率の 8 %から 10%への引上げを確実に行うことが必要。

(2) 消費税・地方消費税率の引上げに伴う需要変動の平準化

- ・ 消費税・地方消費税率の引上げにあたり、2019・2020 年度当初予算における需要変動平準化に向けた取組みの検討に際しては、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意するとともに、地域経済活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性ある経済対策を講ずるべき。

(3) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

- ・ 大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実により対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題。
- ・ したがって、2018 年度与党税制改正大綱に基づき、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべき。
- ・ その際、法人が地方団体の行政サービスを受けていることなど地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討をすべき。

(4) 車体課税の見直しに係る措置

- ・ 自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長並びに環境性能割の導入にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うべき。
- ・ 自動車の保有に係る税負担の軽減については、特に、自動車税は都道府県の基幹税であり、税源が乏しい地方の貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すべき。

(5) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・ 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の開始に向け、新たな森林管理システム下における都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保など、制度の円滑な実施に向けた取組みを進めるべき。

(6) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税は、所在都道府県及び市町村が担う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収はゴルフ場所在の都道府県及び市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。

平成 30 年 9 月 5 日

全国知事会 会長

埼玉県知事 上田 清司

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

富山県知事 石井 隆一